

令和 5 年 5 月 1 日
日本医療科学大学
コロナウイルス感染防止対策本部

新型コロナウイルス感染症に対する本学の方針について

日頃より、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力を頂きましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症に変更されることに伴い、本学の方針につきましても令和 5 年 5 月 8 日より以下のように見直しを行います。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. NIMS アラートについて

本年 5 月 8 日から感染症分類の 5 類引き下げ、マスク着用有無の各自判断等により、NIMS アラート発出を中止（今後の有事の時まで）いたします。

2. 対策本部について

アラート発出中止に伴いコロナウイルス感染防止対策本部を解散し、新たに新型コロナウイルスを含め感染症対策本部を設置いたします。

3. 学内におけるマスクの着用について

政府はマスクについて、これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが、令和 5 年 3 月 13 日から、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになりました。また、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する旨の方針を示しました。

本学も原則政府の方針に沿って、マスクの着用は個人の主体的な判断を尊重することといたしますが、本学は医療系の大学であり、感染症等に対し十分な対策をとることが必要なことから、マスクの着用については以下のとおり行っていくことといたします。基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。とされているところであり、本学においても引き続き、効果的な換気の継続をお願いします。

①通常授業・定期試験

- ・学生、教員ともにマスクの着用を求めない。

②学内実習

- ・十分な距離を確保できない場合は着用を求めることがある。

③病院実習

- ・学生、教員ともに原則着用。病院・施設の方針を優先。

④学食

- ・学生、教職員ともに大声での会話は控え、飛沫を飛ばさないように注意をし、向かい合せの場合一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることとし、「黙食」は必要ない。

⑤教室、学生会館、図書館棟施設内

- ・学生、教職員ともにマスクの着用を求めない。ただし飲食を伴う場合は大声での会話は控え、飛沫を飛ばさないように注意をし、向かい合せの場合一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること

⑥体育館

- ・学生、教職員ともにマスクの着用を求めない。

⑤研究室、事務所

- ・教職員ともにマスクの着用を求めない。

⑥その他

- ・周りの状況に応じて自らの判断で必要だと思われる場合には着用すること。

感染状況が拡大傾向にある場合等によっては、その時々に応じてマスクの着用を求める可能性があります。

4. 感染防止対策

今後のコロナウイルス感染防止対策は引き続き以下の通りいたします。

- ①「自らが感染しない」「人に感染させない」ための行動の徹底。
- ②正しい手洗い・手指消毒を徹底。（アルコール消毒液は人が集まる箇所に設置）
- ③学生自身の感染や濃厚接触が判明した場合は、大学の学生課・各担任に連絡することをしばらくの間継続。
- ④厚生労働省が推奨する「機械換気」、「窓の開放による自然換気」を実施。
- ⑤パーテーションの使用は必要ありません。
- ⑥検温器の設置の必要はありません。
- ⑦通学前の健康状態の目安
 - ・過度に咳をしていないか
 - ・熱が 37.5 度以上ないか
 - ・受け答えははっきりしているか
 - ・その他、各自が怪しいと思った場合には止めるようにしましょう。

5. 学内外における全ての会議実施、及び会食等について

学内外におけるすべての会議実施、及び会食等について時間等の制限は設けず、消毒や、パーティションの設置は必要ありません。ただし、以下の換気については積極的に行っていただきますようお願いいたします。

①換気を行う

会議中は極力窓を開けて、外気を取り入れ換気するようにしましょう。夏季はクーラー、冬季はヒーター等の利用が考えられますが、休憩時間など会議が行われない時間帯は窓を開けることが有効です。

＜換気の回数・実施方法＞

- ・30分に一度、窓・扉は全開で数分間換気を行う

②大声での会話は控え、飛沫を飛ばさないように注意をし、向かい合せの場合一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じてください。

6. 感染における学生の通学及び教職員の勤務について

学生

本人が感染、感染疑い、濃厚接触者の場合

- ・発熱 37.5 度以上、または体調不良、感染の疑いのある場合等の際は自宅待機、受診する。
- ・体調不良（感染疑い）の場合、学生課への連絡をしばらくの間継続する。
- ・担任に状況を連絡。
- ・検査結果が陰性の場合制限なし。
- ・検査結果が陽性の場合本人、同居者共に医師、保健所の指示に従う。原則 7 日間待機。
- ・濃厚接触者の待機期間は 5 日間とする。
- ・療養・待機期間を終えて復帰する場合、証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又は P C R 検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はなし。

同居の家族、同居人、友人等が濃厚接触者となった場合

- ・学生課への連絡は不要。
- ・濃厚接触者が陽性となった場合受診、検査を行う。
- ・陽性の場合上記「本人が感染、感染疑い、濃厚接触者の場合」に従う。
- ・陰性の場合通学可。

教職員

本人が感染、感染疑い、濃厚接触者の場合

- ・発熱 37.5 度以上、または体調不良、感染の疑いのある場合等の際は自宅待機、受診する。
- ・上長に連絡をする。上長は総務人事課へ連絡。
- ・医師、保健所の指示に従う。
- ・検査結果が陰性の場合制限なし。
- ・検査結果が陽性の場合本人、同居者共に医師、保健所の指示に従う。原則 7 日間待機。
- ・濃厚接触者の待機期間は 5 日間とする。
- ・療養・待機期間を終えて復帰する場合、証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又は P C R 検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はなし。

同居の家族、同居人、友人等が濃厚接触者となった場合

- ・濃厚接触者が陽性となった場合受診、検査を行う。
- ・陽性の場合上記「本人が感染、感染疑い、濃厚接触者の場合」に従う。
- ・医師、保健所の指示に従う。
- ・陰性の場合勤務可。
- ・臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う場合は特別休暇の対象外。

7. その他

コロナウイルス感染防止対策本部はみなさまのご協力のおかげでこれまで重大な後遺症や、重症化した学生、教職員を出すことなく務めてまいることができました。心より感謝を申し上げます。

対策本部はこれで解散となりますが、引き続き皆様におかれましてはコロナのみにかかわらず、その他の感染に対する意識を高く持ち、お過ごしいただきますようお願いいたします。